

福岡県に出されていた緊急事態宣言が解除されたことから、3月1日より以下のとおり利用条件を一部緩和します。なお、今後も当面の間は、国・県のガイドラインを参考に、条件付きでの制限開館となります。利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、感染症を防ぐための行動にご協力をお願いいたします。

## 1. 利用者の皆様へお願いする基本的事項

- ① 館内での検温。(発熱、咳、のどの痛み等の風邪症状や、強いだるさ・息苦しさ等がある場合は利用中止)
- ② マスクの着用。
- ③ 入口及び施設内の手指消毒実施。
- ④ 人と人との距離を十分に確保。
- ⑤ 近接した距離での会話や大声での発声は控える。
- ⑥ 食事は禁止
- ⑦ 利用者はマスクを1時間に1度程度は外し、こまめな水分補給等を行い、体調管理を行う
- ⑧ ゴミは利用者が持ち帰る

## 2. 貸館利用条件

- ① 部屋ごとの人数制限内での利用  
※不特定多数が集まるようなもの（開催当日まで利用人数が分からないもの）は利用不可

大集会室	コミュニティルーム	第2集会室	談話室	展示室	情報室
50人	10人	10人	25人	20人	25人

- ② 利用時間は21時までとし、可能な限り短時間での利用を検討すること。
- ③ 検温の上、全員分の利用者情報の名簿（別添1）への記入  
※名簿は利用団体にて1か月間管理する
- ④ 感染リスクの高い活動の制限（歌唱、身体的距離が確保できない活動、調理等）
- ⑤ 利用者は、常時換気を心掛け、最低でも1時間に1回（5～10分程度）の換気を実施
- ⑥ 利用者は利用終了後、使用した机・イス・使用機材・ドアノブ等の消毒・清掃を実施  
※消毒・清掃用具は人権センターのものを使用
- ⑦ 会場使用状況確認票に☑を記入し、人権センターへ提出